

# 〔ご 案 内〕

- オフィシャルハンディキャップの取得は、当クラブスコアカード5枚提出（6ヶ月以内）  
又は、他クラブのハンディキャップ証明と当クラブスコアカード3枚以上の提出が必要となります。
- シニア（60歳以上）の方で、オフィシャルハンディキャップの見直しをご希望の方は、フロント（ハンディキャップ委員会事務局）までお申し出下さい。
- その他クラブ競技等については、フロント（競技ルール委員会事務局）までお問い合わせ下さい。

## 競 技 規 定

本規定の運用に関する一切の事項は  
競技ルール委員会が（以下委員会と称す）が決定する。

1. 競技は日本ゴルフ協会所定のプレーに関する規則および当クラブのローカル・ルールによって行う。
2. 競技は特に定めたものを除き当クラブ規則によるハンディキャップのもとに行う。
3. 競技の組み合わせは3人または4人を以て1組とし、そのハンディキャップの合計が90以内とする。
4. 競技はA・Bクラスともに16名以上の参加により成立する。ただし、委員会が必要と認められた時は競技成立の人数を変更することができる。
5. ハンディキャップの区別により競技を行う場合は次による。  
Aクラス＝ 0～18  
Bクラス＝ 19～30  
ただし31～40の者は30として参加できるものとする。
6. 当クラブ規則によるハンディキャップを有しない者は競技に参加できない。  
他クラブにて公認ハンディキャップの変更または決定のあった場合は速やかに当クラブハンディキャップ委員会に届けなければならない。  
これを怠った時は失格とする。ただし、委員会の承認があった場合は入賞資格なしで参加することができる。また、競技初参加は入賞資格がないものとする。
7. 競技参加者はスタート30分前に備えつけの競技参加者名簿に署名しなければならない。なお競技に参加する者は3ヶ月以内に正しくアテテストされたカードを1枚以上ハンディキャップ委員会に提出しなければならない。
8. ストローク競技において、成績がタイとなった場合は下記により優勝者および入賞者の順位を決定する。

- ① 18ホールズで同スコアの場合はハンディキャップ上位者を、なお、タイの場合は年長者を上位とする。
- ② さらにタイの場合は抽選によるものとする。
9. 委員会において競技の実施に支障があると認められた時は、日時、種目、その他の変更をすることがある。この場合にはその都度クラブハウス内に掲示する。
10. クラブ選手権競技を除く総ての競技に参加する者は1週間前の正午までに申し込みをしなければならない。なお、当日無届けで不参加の場合は次の競技の入賞資格を失う。
11. 組み合わせ及びスタート時間は委員会が決定する。
12. 入賞者が表彰式に不在の時は入賞を取り消すことがある。
13. 競技成立後、天候の急変等によりプレーに不適当な状態になった場合は委員会の裁定により競技を不成立または、競技方法を変更することがある。
14. クラブ選手権競技は次のとおり定める。  
(1) 参加資格は、当クラブ規則によるハンディキャップ15以上の者とする。  
(2) 競技方法はスクラッチ競技とする。  
予選は18ホールズストロークプレーとし、1回戦、2回戦は18ホールズマッチプレーで、準決勝は27ホールズマッチプレーで、決勝戦は36ホールズマッチプレーで行う。  
(3) 本戦出場者は16名とする。ただし委員会は予選出場者の人数が32名未満の場合は8名とすることができる。なお予選通過人員については予選当日クラブハウス内に掲示する。同成績の場合は、スコアカードを先に提出した者を上位とする。ただし、メダリストの決定および最下位入選者がタイの場合は委員会指定の日時、方法により順位を決定する。  
(4) 本戦は18ホール通して行い、9ホールではクラブハウスに立入ることはできない。

- 27ホールおよび36ホールの時は18ホールで休憩をとることができる。  
ただし、委員が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 競技規定第6項ただし書は適用しないものとする。
15. シニア選手権およびグランドシニア選手権競技は次のとおり定める。  
(1) 参加資格は、当クラブ規則によるハンディキャップを有する者で、競技当年60歳以上の者とする。なお、グランドシニアは70歳以上の者とする。  
(2) 競技方法はスクラッチ競技とする。  
18ホールズストロークプレーにより、順位を決定する。  
(3) 首位が同スコアとなった場合は、委員会指定の日時、方法により順位を決定する。  
2位・3位についても同様とする。
16. 競技参加料は2,000円（消費税別）とする。  
ただし、予選を伴うものは5,000円（消費税別）とする。
17. 本規定ならびにこの他の規定に拠るも、なお疑義の残る事項については委員会の裁定をもって最終とする。

令和3年1月11日改訂



株式会社 稲取ゴルフクラブ

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3337  
TEL. 0557-95-2311 FAX. 0557-95-0585